

伊勢市小俣地区地域審議会の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小俣地区地域審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴席の定員)

第3条 傍聴席の定員は、会場の収容人員数その他の事項を勘案して、会長がその都度定めるものとする。

(傍聴の手續)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で行う。ただし、会議を傍聴しようとする者の数が、受付開始時に前条の定員を超えるときは、抽選により決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 鉢巻き、腕章、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為と認められる服装その他一般に会議を傍聴するのに適切でないとして認められる服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑

を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席に在るときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の議長(以下「議長」という。)の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることがで

きる。

附 則

この要綱は、平成18年10月12日から施行する。

